

告示

埼玉県告示第九百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三郷商業施設

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 三郷市での開発事業事前協議の際と比較すると、駐車場、駐輪場ともに減少しています。店舗等の事業開始後、駐車場等の不足が明らかになった場合は、速やかに当該事業の事業者の責任において不足分を確保し、路上駐車が発生しないようにしてください。

(2) 自動車の敷地出入口付近に、敷地内照明灯を設置するよう努めてください。また車両出入口にはパトランプ、繁忙時期（開店時等）は誘導員を配置するように努めてください。

(3) 開発許可申請時の駐車台数、駐輪台数が変更となる場合、開発事業の変更協議、開発変更許可の手続きが必要となります。

(4) 駐車場について、令和四年十一月十八日付で路外駐車場設置届出をご提出いただいております。計画内容に変更がありましたら、変更届出書をご提出ください。また、管理規定届につきましては、供用開始から十日以内に届出が必要となります。

(5) 届出書における「指針に基づく配慮事項」について、「九」の文章中、「埼玉県景観条例」を「三郷市景観条例」に訂正してください。

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター